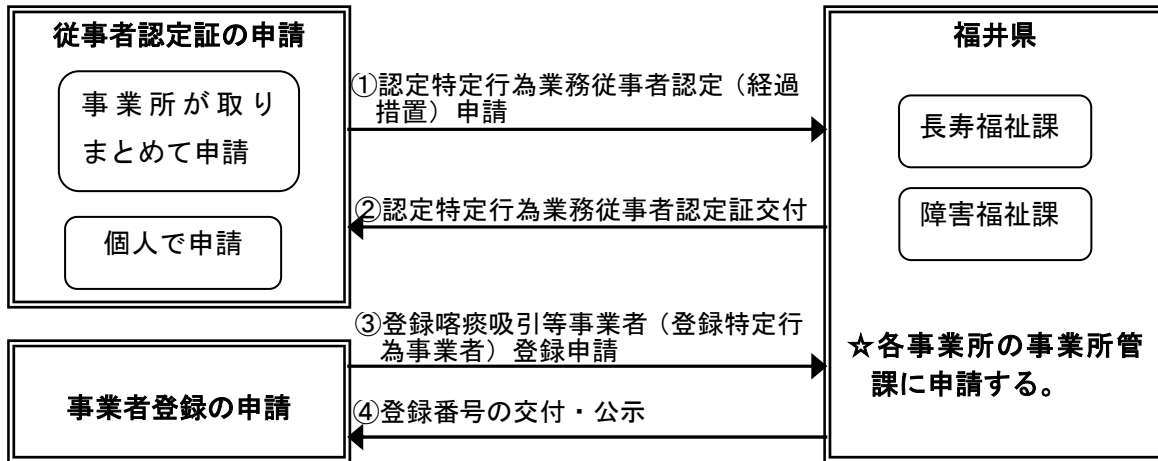


## 介護職員等によるたんの吸引等の実施についての登録手続きについて

○平成24年4月1日から、介護職員等に「たんの吸引等」の行為を実施させようとする事業所は、次の手続きをしてください。

### 手続きの流れ



### 申請期日・締切り

#### ○認定特定行為業務従事者認定（経過措置）申請書の提出

平成24年2月23日（木）～平成24年3月9日（金）

※23年度の研修を受講中の方は、修了証明書の写し以外の書類を提出してください。

※上記申請期限までに申請書を受理した場合は、平成24年4月1日までに認定証を発送します。提出期限を過ぎて申請書を受理した場合は、4月以降に発送することとなります。

（注）認定証は事業者登録申請の添付書類です。認定証交付申請の遅れは事業者登録に影響しますので、ご注意ください。

#### ○登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書の提出

平成24年4月1日（日）～平成24年4月27日（金）

※上記申請期間に事業者登録の申請を受理した場合は、4月1日に遡って登録したものとします。ただし、申請内容に不備があり受理できない場合は、4月1日に遡って登録したものとする取扱いはできません。

※平成24年4月2日以降に事業を開始する場合および登録研修機関登録申請は、平成24年4月2日以降に随時受け付けます。

### 申請書類等

○福井県HPから様式等をダウンロードして使用してください。

⇒ <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/kakutan.html>

○申請手続きや法改正内容等について不明な点があれば、別添質問票により照会してください。照会する際は、法令等・施行細則・様式・当説明資料により全体を把握し、十分に整理・確認した上で照会してください。

※照会のあった質問については、個別に回答するとともに、必要に応じてHPにおいてQ&A形式で掲載します。

**【問い合わせ・提出先】 ★各事業所の事業所管課に問い合わせ・提出してください。**

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

長寿福祉課介護保険支援グループ TEL 0776-20-0333 FAX 0776-20-0639

障害福祉課自立支援グループ TEL 0776-20-0339 FAX 0776-20-0639

## 喀痰吸引等業務に係る登録申請手続き等について

### 1 これまでの経緯と社会福祉士及び介護福祉士法改正

■ 現在、たんの吸引および経管栄養（以下「特定行為」という。）については、当面のやむを得ず必要な措置（実質的違法性阻却）として、一定の条件の下、介護職員等による実施を運用（厚生労働省医政局長通知）により認めている。

- ① A L S（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について  
（医政発0717001号平成15年 7月17日）
- ② 盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて  
（医政発第102008号平成16年10月20日）
- ③ 在宅における A L S 患者以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて（医政発第0324006号平成17年 3月24日）
- ④ 特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて  
（医政発 0401 第 17 号平成 22 年 4 月 1 日）



「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62 年法律第30 号。以下「法」という。）の一部改正により、**平成 2 4 年 4 月 1 日（法施行日）以降は、**  
**県の登録を受けた登録喀痰吸引等事業者・登録特定行為事業者において（→ 2（P3～）参照）**  
**県の認定を受けた認定特定行為業務従事者・介護福祉士（H27 年度～）が（→ 3（P5～）参照）**  
**県の認定の際に認められた範囲内の特定行為を（→ 3（P5～）参照）**  
**安全体制が整っている等、一定の条件の下で（→ 2（P3～）参照）**  
**のみ実施することができることとなる。**



#### 《これまでの違法性阻却に基づく医療的ケアの取扱いについて》

- ◆ 国によると、上記の①～④の医政局長通知は、「新制度施行後は、その普及・定着の状況を勘案し、特段の事情がある場合を除いて原則として廃止する予定」とされている。（廃止時期は未定）
- ◆ 平成24年度以降に開始した研修（特養における14 時間の施設内研修や在宅における家族や看護師による研修など）は有効とならず、経過措置の対象とならない。  
※平成23 年度末までに修了または開始した研修のみ有効となる。

■ 実施可能な介護職員等

①介護福祉士

平成27年度（平成28年1月）の国家試験合格者以降に適用。介護福祉士の国家資格をもって、特定行為を実施できる。

②認定特定行為業務従事者

ヘルパー等の介護職員、特別支援学校教員などで、研修修了に基づき県の認定を受けている者（ヘルパー2級などの資格の有無は問わない）

※現在、通知により実施している特養・特別支援学校・在宅の介護職員等や学校教員及び平成27年度以前の国家試験に合格した介護福祉士は②に含まれる。

■ 実施可能な行為

①喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）

②経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

※ただし、

- ・介護福祉士（平成27年度以降）については、養成課程または登録事業者（勤務先）において実地研修を修了した行為のみ実施可能
- ・認定特定行為業務従事者については、研修の課程に応じて実地研修を修了した行為で、県から認定を受けた行為のみ実施可能

県が認定を行う範囲		実質的違法性阻却により実施していた者			法改正後の 研修修了者
		在宅 (療養患者・障害者)	特別支援学校 (児童生徒)	特別養護老人ホーム (高齢者)	
対象範囲	たんの吸引	口腔内	○ (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)
		鼻腔内	○	○	× (咽頭の手前までを限度)
		気管カニューレ内部	○	×	×
	経管栄養	胃ろう	×	○ (胃ろうの状態確認は看護師)	○ (胃ろうの状態確認・チューブ接続・注入開始は看護職)
		腸ろう	×	○ (腸ろうの状態確認は看護師)	×
		経鼻	×	○ (チューブ挿入状態の確認は看護師)	×

特定行為対象者の分類

① コミュニケーションなど個別性の高い特定の対象者に対して、特定の介護職員等が特定行為を実施する場合を「特定の者」という。具体的には、筋萎縮性側索硬化症（ALS）またはこれに類似する神経・筋疾患、筋ジストロフィー、高位頸髄損傷、遷延性意識障害、重症心身障害等を患っている在宅・特別支援学校・保育園の障害者が該当。

※障害者支援施設でも、上記の具体的障害名に該当する対象者であって、対象者も限定されている場合は、特定の者に含まれる。

② ①以外の場合で、基本的に、複数の介護職員等が複数の利用者に対して特定行為を実施する場合を「不特定多数の者」という。

## 2 事業者登録について

- 個人でも法人でも、特定行為を業として行うためには、県の登録を受けた登録事業者であることが必要である。

登録喀痰吸引等事業者：平成 27 年度～（ケア実施者が介護福祉士のみの事業者）

登録特定行為事業者：平成 24 年度～（ケア実施者が介護職員等のみの事業者）

※登録特定行為事業者と登録喀痰吸引等事業者の切り替え等については、平成26 年度以降に改めて示す予定

### 《登録基準（法第 48 条の 5）》

- ① 医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されている
  - ② 特定行為の安全かつ適正に実施するための必要な措置が講じられている
  - ③ 医療的ケア実施体制が充実しており介護福祉士が実施する必要性に乏しい場合に該当しない
- ①②→ 登録適合書類（第 1 号様式の 4）で確認
- ③ → 病院または診療所は登録事業所の対象外とされており、介護療養型病床および病院または診療所で実施している通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションは対象外となる。

### ■ 登録の申請は、事業所ごと（事業所の指定単位ごと）に行うこと。

- 同一所在地内に複数の事業所を抱える事業者の場合についても、事業所ごとに申請を行う。
- 特養併設のショートなど併設する施設であっても、対象者が異なる場合は、業務内容が異なることから、事業所ごとに申請を行う。

※ただし、人員配置基準は一体的となっていることから、申請書以外の書類（職員名簿や適合書類等）で重複する部分を一本化（一方の申請書で省略）することは可。

例) 介護老人福祉施設と短期入所生活介護事業所、訪問介護事業所と居宅介護・重度訪問介護事業所 など

### 「要綱様式 2：登録適合書類」の該当書類について

- 「該当書類名」は、書類の表題（様式を定めている場合は番号）など簡易なもので可  
例) 1②：書類名を「連携機関一覧」として、一覧表と連携体制の簡単な説明を付す  
2③：書類名を「特定行為安全管理委員会」として、要綱・規程を添付
- 「業務方法書」等により一括した書類作成を行う場合は、該当ページ数や項目名を記載するなど、突合ができるようにすること。

### 【要綱様式 2 適合要件】

適合要件	書類の記載内容・留意点（参考様式を示している場合は様式番号）
1	① 「医師の指示書」（参考様式 1）
	② 連携する医療機関等について記載（一覧表、連絡方法等）
	③ 役割分担や情報共有の方法（連絡会議や文書伝達等）を記載
	④ 利用者ごとの実施計画書（参考様式 2）
	⑤ ケア実施記録（参考様式 3）および医師への報告書（参考様式 4）
	⑥ 緊急時における連絡方法の記載および連絡網の添付
2	① 認定証の写しで代用可

②	(登録特定行為事業者の場合は不要)
③	安全委員会の構成員、協議内容、実施頻度等を記載
④	フォローアップ研修のカリキュラムや計画を定める
⑤	備品の一覧表を作成
⑥	事業所におけるマニュアルを作成(既存のものに追加で可)
⑦	
⑧	利用者・家族への説明書・同意書(参考様式5)、同意手順の規定
⑨	情報保持に係るマニュアルを作成(既存のものに追加で可)

※書類審査に際しては、受入体制の整備状況を確認するため、利用者全員の具体的な指示書や同意書原本等ではなく、様式を添付すること。

### 申請事務の流れ等に係る留意点について

- 従事者名簿が事業者登録の添付書類であるため、事業者の登録については、認定特定行為業務従事者の認定が行われた後に従事者名簿が整って初めて申請が可能となる。
- 看護師等の免許を有する者が、介護職員として特定行為を行う場合は、認定特定行為業務従事者認定証の交付(改めての研修修了)は不要であるが、事業所としての登録および従事者名簿への登載は必要である。

### その他の手続き等について

#### (1) 登録内容の変更

◆様式第2号について、1は「あらかじめ」、2は「遅滞なく」提出

##### 1 申請者に係る事項

- ①申請者の氏名または名称
- ②申請者の住所
- ③代表者の氏名
- ④事業所の名称
- ⑤事業所の所在地

##### 2 登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)の登録に係る事項

- ①登録要件に該当することを証する書類
- ②喀痰吸引等を行う介護福祉士(認定特定行為業務従事者)の名簿

※同一所在地内の複数の登録事業所間での職員異動でも変更登録は必要

#### (2) 登録の辞退

◆喀痰吸引等業務を行う必要がなくなったときは、様式第3号を遅滞なく提出

※登録した行為の内、一部を止める場合においても提出が必要

#### (3) 登録の取り消し・業務停止

次のいずれかに該当する場合において、処分を行うことがある。

- ①欠格条項(要綱様式1)のいずれかに該当したとき
- ②適合要件(要綱様式2)に適合しなくなったとき
- ③変更登録をしなかったとき、または、虚偽の届出をしたとき
- ④虚偽または不正の事実に基づいて登録を受けたとき

### 3 認定証交付について

■ 平成23年度は法施行前であるため、23年度中の認定特定行為業務従事者認定証（以下「認定証」という。）の交付は、次の3パターンの経過措置対象者に限られる。

- ①厚労省医政局長通知に基づく研修（教育）修了者
- ②平成22年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業修了者
- ③平成23年度に県が実施する研修の修了者

※平成24年度以降は、法に基づき県または登録研修実施機関が実施する研修の修了者が追加。

■ 県において、医政局長通知に基づく研修（教育）や平成23年度県研修の修了者が、法に基づく研修修了者と同等以上の知識および技能を有することを認定する。

◆ 認定する特定行為の範囲は、通知に基づき実施可能な範囲（p.2）に限られる。

実施可能な行為が認定証に記載され、その範囲でのみ経過措置として認められる。

※経過措置の期限は設けない予定とのこと。

（例）特養の場合、「口腔内の吸引」および「胃ろうによる経管栄養（栄養チューブ等と胃ろうとの接続、注入開始は除く）」に限られる。

◆ 認定された行為を行う限りにおいては、従事する事業種別は問わない。（特養以外も可）

◆ 特定の者の場合は、その特定の者の特定の行為に限られる。

◆ 現在、特定行為を実施していることは要件ではない。（研修修了のみでも可）

#### 交付申請時添付書類の留意事項

◆添付書類

書類名	23年度に県が実施した研修修了者	厚労省医政局長通知に基づく研修（教育）修了者
住民票（写し）	○	○
23年度に県が実施した研修の修了証明書	○	—
本人誓約書（要綱様式7）	—	○
第三者証明書（要綱様式8）	—	○
実施状況確認書（要綱様式9）	—	○

①住民票の写しの記載内容

- ・本籍、筆頭者氏名、世帯主氏名、続柄を省略した抄本の提出で可
- ・外国籍の方は、同様に必要事項のみを記載した外国人登録原票の写しの提出で可

②第三者証明書の証明者

- ・申請者が勤める事業所の長（印は施設長印でも個人印でも可）や利用者の主治医が該当

③認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類① 本人誓約書

- ・特定の者の場合は、3枚目に対象者全員を列挙し、それぞれの該当する行為をチェックすること。



## 交付申請の方法

○原則、登録を行う事業所単位で、申請者全員分をまとめて申請すること。

### 《注意点》

①平成24年度以降は、修了した研修により申請書が異なる。

○不特定多数の者対象の研修（第一号、第二号研修）は、附則様式第1号

○特定の者対象の研修（第三号研修）は、附則様式第2号

○医政局長通知の研修（平成23年度以前実施分に限る）は、附則様式第16号

※不特定多数の者対象の研修を修了した方は、別に特定の者対象の研修を修了しなくても、特定の者に対する医療的ケアを実施できる。

②平成24年度以降でも、5ページの3パターンの研修を修了した方については、引き続き経過措置に基づく交付申請となる。（申請書類は附則様式第16号）

※医政局長通知に基づく研修を修了者が、現在休職しており、平成24年度に交付申請を行う場合等が該当する。

## その他の手続き等について

### (1) 認定証の変更届

◆附則様式第5号を「遅滞なく」提出

①申請者氏名の変更

②申請者の住所の変更

### (2) 認定証の再交付

◆附則様式第5号を「遅滞なく」提出

①汚損したとき

②紛失したとき

※①の場合は認定証を添付し、②の場合でも発見したときは速やかに返納する

### (3) 認定の取り消し・業務停止

次のいずれかに該当する場合において、処分を行うことがある。

①欠格条項（要綱様式4）のいずれかに該当したとき

②①を除くほか、特定行為の業務に関し不正の行為があったとき

③虚偽または不正の事実に基づいて認定証の交付を受けたとき

## 4 登録研修機関について

- たんの吸引等の研修（喀痰吸引等研修）は、都道府県または都道府県の登録を受けた登録研修機関のみが実施することができる。

### 《登録基準（法附則第8条、省令附則第11条）》

- ①法に定める研修内容を実施できる
- ②実務に関する科目の講師は、医師・保健師・助産師・看護師とする
- ③研修を適正・確実に実施する基準に適合する

①～③→登録適合書類（要綱様式6）で確認

②看護師は、臨床等での実務経験3年以上を有する正看護師とする。

### 研修のカリキュラムについて

- 実地研修において習得する特定行為に応じて、研修課程が異なる

研修課程	特定行為対象者	実施できる行為（実地研修の範囲）
第一号研修	不特定多数の者対象	喀痰吸引：口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部 経管栄養：胃ろうまたは腸ろう、経鼻
第二号研修		喀痰吸引：口腔内・鼻腔内 経管栄養：胃ろうまたは腸ろう
第三号研修	特定の者対象	特定の者の特定の行為

- 法および省令において示される次の時間数を満たす必要がある。

研修課程	基本研修(講義)	基本研修(演習)	実地研修
第一号研修	50時間	喀痰吸引および経管栄養全行為各5回以上 +救急蘇生法1回以上	上記「実地研修の範囲」について、第二号研修 研修実施要綱で定める回数
第二号研修			
第三号研修	9時間		特定の者の特定の行為について、問題ないと評価されるまで

### 研修実施にあたっての留意点

- 研修の実施にあたっては、国が示す研修の実施要綱である「平成23年度介護職員等によるたんの吸引との実施のための研修事業」の実施について」によること。  
※当要綱は平成23年度に実施する研修を定めたものであるが、国によると、平成24年度も基本的には同水準の内容になるとのこと。
- 研修の委託や外部講師の招聘は可能だが、基本研修および実地研修の全てを委託することは認めない。一部を委託する場合（特に実地研修）は、研修の具体的な実施方法を示すこと。
- 研修を担当する講師の人数は特に定めず、また、雇用関係（看護師が自社職員である



ことや併任講師であって年間契約を結ぶこと)は必要としないが、計画実施が可能な見通しを示すこと。

- 研修を担当する講師について、科目「人間と社会」、「保険医療制度とチーム医療」、「重度障害児・者等の地域生活等に関する講義」については、当該科目について相当の学識経験を有する者を講師として差し支えない。
- 不特定多数の者対象研修（第一号、第二号研修）と特定の者対象研修（第三号研修）を合同で実施することは不可。
- 実地研修を受講者が所属する施設等で行わせる場合には、当該施設等所属の看護職員に対し、指導者講習を実施することが望ましい。
- 実地研修の場として介護療養型病床は認められる。
- 対象者を自社（自施設）職員のみ限定する研修としてはならない。

### 業務規程の記載内容の留意点

- 業務規程の内容について、省令附則第14条に定められる必須項目（①～⑤）以外は、次に掲げる項目を参考として作成すること。  
→業務規程を見れば研修の全体がわかる実施要綱（学則）のようなもの。

#### 【必須項目】

- ①受付方法、実施場所、実施時期、実施体制、その他実施方法に関する事項  
→「その他」について最低限定めるべき内容  
\*「研修カリキュラム」、「講師一覧」、「修了認定の方法（研修実施要綱に定めるとおり）」、「遅刻、早退及び欠席の取扱い（欠席は講義時間の1割まで）」
- ②安全管理のための体制に関する事項
- ③料金に関する事項
- ④業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- ⑤業務の実施に係る帳簿及び書類の保存に関する事項

#### 【参考項目】

「研修目的」、「実施主体」、「年間実施計画」、「受講資格及び定員」、「受講生の募集方法」、「研修修了者に対する修了証書等」、「使用テキスト」、「補講の方法及び取扱い」、「受講中の事故等についての対応」、「受講の取消」、「解約条件及び返金の有無」、「研修責任者名及びその所属・役職」、「研修受講に関する苦情相談窓口・連絡先」など

### 「要綱様式6：登録適合書類」の該当書類について

- 「該当書類名」は、書類の表題（様式を定めている場合は番号）など簡易なもので可

適合要件	書類の記載内容・留意点（参考様式を示している場合は様式番号）
1	内容を業務規程に盛り込むとともに、別途、 <b>カリキュラム表</b> を作成
2	講師ごとの講師履歴書を作成（有資格者は免許証の写しを添付）
3	① 内容を業務規程に盛り込むとともに、別途、 <b>講師一覧表</b> を作成
	② 備品一覧表および図書目録（喀痰吸引等研修に関するもののみで可）を作成
	③ 研修事業に係る収支予算および財務計画を示す
	④ 2および3①で代用可

⑤	修了者名簿保管に係るマニュアル等を作成
⑥	修了者名簿管理簿様式を作成（年度ごとに県に提出要す）

### その他の手続き等について

#### (1) 登録の更新

◆附則様式第9号（第10号）を「5年ごと」に提出

- ・更新を受けなかった場合は、5年間の経過により登録の効力を失う。

#### (2) 登録の変更

◆附則様式第11号を「あらかじめ」提出

##### 1 設置者に係る事項

- ①申請者の氏名または名称
- ②申請者の住所または所在地
- ③代表者の氏名
- ④事業所の名称
- ⑤事業所の所在地

##### 2 業務規定

#### (3) 業務の休廃止

◆附則様式第12号（第13号）を「休廃止する一ヶ月前まで」に提出

#### (4) 業務の再開

◆附則様式第14号（第15号）を「十日以内」に提出

#### (5) 県からの命令

適合命令→登録基準に適合しないと認めるとき、適合するための必要な措置を命ずる

改善命令→適正な研修を実施していないと認めるとき、改善への必要な措置を命ずる

#### (6) 登録の取り消し・業務停止

次のいずれかに該当する場合において、処分を行うことがある。

- ①欠格条項（要綱様式5）のいずれかに該当したとき
- ②変更届出、業務規程の変更届出、休廃止の届出を行わなかったとき
- ③適合命令または改善命令に違反したとき
- ④研修業務に係る帳簿の整備・保存をしていないとき
- ⑤虚偽または不正の事実に基づいて登録を受けたとき

## 5 その他

### (1) 公示

次のいずれかに該当する場合、福井県報に登載して公示する。

- ①登録をしたとき
  - ②事業者の名称（氏名）または所在地（住所）の変更があったとき
  - ③事業者が登録辞退をしたとき
  - ④事業者の登録の取消または業務停止を命じたとき
  - ⑤登録研修機関の取消または業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき
- ※業務従事者名簿は、個人情報を含むため、公示の対象とはしない。

### (2) 事業者の義務等

- 県が法を施行するために必要と認める場合、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）または登録研修機関に対して、報告を求めたり、立入検査を行うことができる。
- 事業者は、登録、更新、変更にかかる申請書および添付書類、その他業務に係る関係書類は「5年間保存」することとする。

### (3) 罰則規定

罰則規定一覧を参照のこと

「社会福祉士及び介護福祉士法」において定められる罰則規定

規定条文	規定違反の内容		罰則対象者	罰則内容
法第53条	法第48条の3第1項	(第4号) 喀痰吸引等業務の登録を受けずに業務を行ったとき	違反行為者	30万円以下の罰金
	法第48条の7	(第5号) 喀痰吸引等業務の停止命令を受けたにもかかわらず、業務を行ったとき		
法第55条	法第48条の9において準用する法第19条	知事が必要に応じて行う登録喀痰吸引等事業者の業務に関する報告をせず又は虚偽の報告をしたとき	違反行為者	
	法第48条の9において準用する法第20条	知事が必要に応じて行う登録喀痰吸引等事業者の事務所への立ち入り若しくは検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず若しくは虚偽の陳述をしたとき		
法第56条	法第53条第4号若しくは第5号又は法第55条	法第53条第4号若しくは第5号又は法第55条の違反行為をしたとき	違反行為者が属する法人及び人	各本条の罰金刑
法附則第21条	法附則第5条第2項	認定証交付事務の委託を受けた登録研修機関が、交付事務に関して知り得た秘密を漏らしたとき	登録研修機関（法人の場合は役員又は職員）	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
法附則第22条	法附則第16条	登録研修機関が業務停止命令を受けたにもかかわらず、業務を行ったとき		
法附則第23条	法附則第20条第1項	特定行為業務の登録を受けずに業務を行ったとき	違反行為者	30万円以下の罰金
	法第48条の7	特定行為業務の停止命令を受けたにもかかわらず、業務を行ったとき		
法附則第24条	法第13条	登録研修機関が業務の休廃止の届出をしない又は虚偽の届出をしたとき	登録研修機関（法人の場合は役員又は職員）	20万円以下の罰金
	法附則第18条において準用する法第17条	喀痰吸引等研修の業務に関する事項を記載した帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき		
	法附則第18条において準用する法第19条	知事が必要に応じて行う喀痰吸引等研修の業務に関する報告をせず又は虚偽の報告をしたとき		
	法附則第18条において準用する法第20条	知事が必要に応じて行う登録研修機関の事務所への立ち入り若しくは検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず若しくは虚偽の陳述をしたとき		
法附則第25条	法附則第20条第2項において準用する法第19条	知事が必要に応じて行う特定行為業務に関する報告をせず又は虚偽の報告をしたとき	違反行為者	20万円以下の罰金
	法附則第20条第2項において準用する法第20条	知事が必要に応じて行う特定行為業務事業者の事務所への立ち入り若しくは検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず若しくは虚偽の陳述をしたとき		
法附則第26条	法附則第23条又は法附則第25条	法附則第23条又は法附則第25条の違反行為をしたとき	違反行為者が属する法人及び人	各本条の罰金刑
法附則第27条	法附則第4条第4項	認定特定行為業務従事者認定証の返納命令に従わなかったとき	行為者	10万円以下の過料